

## 監査措置公告第1号

平成27年3月24日付け26監第66号で提出した平成26年度定期監査（後期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

### 平成26年度定期監査（後期）の結果に関する措置について

平成28年1月18日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 岡 本 壽 治

東かがわ市監査委員 橋 本 守

平成26年度定期監査(後期)指摘・改善事項における改善等措置状況

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
総務課	(ア)自主防災組織活動助成金については、東かがわ市自主防災組織育成要綱(平成15年8月1日告示第114-1号)に依り、防災に関する訓練、講習会等を実施することとしているが、毎年度の助成金を積み立てている組織も見受けられる。助成金の交付を受けた自主防災組織は、同要綱第6条において、当該年度の決算状況を明らかにした書類を提出しなければならないとあるので、当該助成金が効果的な活動に使われ、適正に処理されているか、確認をしておいていただきたい。	組織により活動状況などは異なるが、助成金の活用については、適正に処理されている。引き続き、当該助成金が効果的な活動に使われ、適正に処理されているか、東かがわ市自主防災組織活動助成金交付申請時に内容確認し、併せて助言を行う。
総務課	(イ)平成26年度東かがわ市電算システム移転業務等において監督員と検査員が同一人となっているが、東かがわ市契約規則(平成15年4月1日規則第35号)第45条で、監督の職務と検査の職務の兼職が禁止されているので、今後は、同条の規定により適正に事務処理されたい。	東かがわ市契約規則(平成15年4月1日規則第35号)第45条の規定に基づき運用することとする。
政策課	(ア)世界の人形展実行委員会に対し支出したイベント実施支援事業補助金については実績報告がなされてなく、当該補助事業の成果が確認されていない。東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱(平成25年4月1日告示第59号の3)第9条において申請者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、実績報告書を速やかに提出しなければならないと規定しているので、補助金の申請から交付までの手順をもう一度確認し、適正な事務処理をしていただきたい。	世界の人形展実行委員会に係るイベント実施支援事業補助金については、平成26年10月3日から5日にかけて対象イベントが開催され、その後、同委員会において証拠書類の整理に時間を要し、平成27年2月中旬に実績報告が市に提出された。その間、実績報告書の提出について、同委員会に対する状況確認も行い、適正な事務処理に努めた。
税務課	(ア)固定資産税における前納報奨金については、市財源の早期確保や納税に対する意欲の高揚など、メリットは多いと思われるが、本来、納期内納付については、納税者の義務であるうえ、短期資金の調達方法としての合理性や、一括納付の難しい経済弱者に対する不公平感など、この制度存続については、検討する項目も少なくありません。他自治体の状況も考慮しつつ、制度の存続について、その是非を考察していただきたい。	全期前納額は全体調定額の61%(約10億円)を占めしており、安定した早期財源となっている。また、滞納整理事務の軽減にも繋がっていることから、当分の間は現状のまま継続することとしている。国の動向などを見極めながら今後のあり方を決める必要があると考える。
税務課	(イ)市税及び国保税の徴収実績については、日々、努力をされており、特に現年分の徴収率の伸びが確認できた。今後においても現年分の徴収率向上に向けて、現年未納税徴収の早期着手に取り組まれ、少しでも滞納繰越額の削減をお願いしたい。また、滞納分については、大川広域行政組合並びに香川県滞納整理機構と連携し、時効の適正な管理も含めて、各種法令に基づいた債権管理に努めていただきたい。	現年課税分の未納者に対し、早期徴収による新たな滞納の抑止に努めている。また、その取り組みについて研究していく。滞納分については、大川広域行政組合や香川県滞納整理機構と連携を密にし、適正な滞納処分等に努めていく。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
人権推進課	(ア)男女共同参画推進団体補助金において、交付申請に添付された収支予算書の収入の中で、市補助金として男女共同参画分と人権会議分を併記して申請しているが、主管課において、申請を受理する場合は、書類を十分点検のうえ受理していただきたい。	補助金交付団体の支出区分について、活動事業ごとに男女共同参画分と人権会議分を完全に分離し、平成27年度の申請を受理した。
人権推進課	(イ)住宅新築資金等貸付金償還金については、そのほとんどが納付相談等により分納で少額償還しているが、元金完納がむずかしいと思えるケースが多く見られる。経済的な事情等により滞納整理が難しい場合も含めて、法令に基づいた滞納整理の方法を研究したうえで、適正な債権管理に努めていただきたい。	この貸付金は私法上の債権であり、民事執行法などによる強制回収などの法的措置を行ふことも可能であるが、制度自体は同和地区の住環境の改善を目的として実施された経緯もあり、各債務者が生活基盤を失うことがないよう慎重な対応が必要である。また、ケースに応じて債権者及び保証人が高齢化していることから、債務の継承についての管理も進めしていく。
商工観光課	(ア)就職推進センターでの支援状況については、若者及びその親族への多彩な働きかけを実施し、有形、無形の実績をあげているようである。本事業については中高生に対する粘り強い取組みと、I・ターン・U・ターンの学生や地元在住の学生に対するインパクトあるPR活動を引き続き展開していく必要がある。若者が東かがわ市で働きたいと思える魅力ある企業の育成と合わせて、本事業の積極的な取組みについて、その効果を検証しながら、推進していただきたい。	地元企業の育成について、地元企業の声や現状を把握するとともに本市定住の有用性を発信するホームページ及びメルマガの運営や就職面接会への参加などの就職支援を実施し、若者の市内就職及び市内定住の促進に努める。また、中学生を対象とした市内企業説明会を開催し、将来の市内就業者の増加へ繋がる取り組みを継続する。
福祉課	(ア)緊急通報体制整備事業における業務委託契約の執行については、実施設計における運営経費の単価設定及びその積算根拠を明確にし、適正な経費の積算によるものであること等について、検証しておいていただきたい。	委託先は、24時間体制で対応のできる事業所ということで、特別養護老人ホームを所有する瑞祥会と香東園である。業務は、毎月実施するお元気コール業務や電池交換業務のほか、緊急コール対応の履行である。積算内訳は、人件費、電池交換費用、電話料金、運営雑費の合計1,460千円である。
福祉課	(イ)生活保護費においては、医療扶助が63.17%と大きな割合を占めており、今後においても増加する傾向にあると思われることから、健康相談や各種健診の受診勧奨、ジェネリック医薬品の利用促進等、保健課の事業と連携し、医療扶助費の適正化に努めていただきたい。	受給者の状況に合わせて保健師と同行訪問をし、血圧測定等を含めた健康相談をするなど、定期訪問時に体調の確認を実施し、体調不良を訴えた場合は早めの受診を勧めている。ジェネリック医療品未使用者については、調剤薬局と連携をとり直接受給者に指導するなど、ジェネリック医療品使用の理解を求めている。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
子育て支援課	(ア)乳幼児期における給食は「食を営む力」の基礎を培い、食を通じて体だけでなく、心の健やかな成長・発達にも大きな影響を与えるとされています。特に自園調理となっている保育所においては、地元食材を自園で毎日購入し、安心・安全の給食を提供することで、子どもたちのふるさとを愛する心を育むことにつながることから、今後においても、保育所の独自性や地域性を生かした食育の推進に努めていただきたい。	引き続き、地域性を生かした食育の推進に努めます。
保健課	(ア)医療費の抑制のため、健康づくりに関する様々な施策や、特定健診・保健指導等あらゆる角度から取り組まれているが、再度それらの事業について検証し、検討を加え、今後においても医療費抑制のための効果的な施策に取り組んでいただきたい。	平成27年度に、特定健診の受診率向上のために、45歳以下の未受診者に対して未受診理由のアンケートを実施し、新規対象者には、電話勧奨を行った。また、「働き盛りの健康診査」に男性を追加し、早期発見、予防に繋がるよう実施した。さらには、医療や健診データーの分析を行い、現状把握、課題の抽出及び今後の取り組みについてまとめた「データーヘルス計画」を自前で作成中である。
市民課	(ア)戸籍の届出の際に必要な手続きを分かり易く纏めた「手続きチェックシートガイド」の作成や、専門用語となるべく使わず、市民誰もがわかるようなやさしい言葉の使用を心がける親切窓口の推進等、業務の見直しや改善により、市民サービスの向上が図られている。今後も、住民目線の親切な窓口推進に取り組んでいただきたい。	窓口対応の基本的なルールを守るのは当然であるが、お客様の年齢や知りたい情報、対応時間等職員に求められるニーズはさまざまである。常に相手の気持ちになり臨機応変に動けるように市民対応(窓口対応編)研修を継続的して実施する。
環境衛生課	(ア)第二次東かがわ市一般廃棄物処理基本計画策定業務の委託契約においては、東かがわ市建築設計業務等委託契約約款第12条で「発注者は調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない」としているが、本件においては当該通知がなされていない。業務打ち合わせの責任者を明確にし、発注者と受注者との相互の意思確認を徹底することで、より適正な業務の執行が可能となるので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。	今後は、適正な事務処理を行う。
農林水産課	(ア)新規就農総合支援事業における青年就農給付金の受給者においては、就農後の所得増加の実績があまり見られず、経営が安定しない状況にあるようである。就農者の経営努力を待つだけでなく、所得を上げるためにさらなる方策を就農者と一緒に考え、指導していくような新規就農のための総合的な支援策を講じられるよう検討していただきたい。	青年就農給付金受給者が立てた計画目標が達成できるよう県農業改良普及センターやJA地区営農センターと連携をとりながら個々の営農指導を積極的に実施した。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
農林水産課	(イ)土地改良事業において、地元からの要望等の対応に万全を期すため、市管理農道等の土地改良施設の整備に係る台帳整理を的確に実施し、適正な維持管理に努めていただきたい。	市管理農道台帳を整理すると共にGISによる位置情報の把握及びエクセルデータ化により情報の共有化を図り、適正な維持管理に努めた。
建設課	(ア)平成26年度東かがわ市道路付属物点検業務において、実施した結果については、内容等の記録のデータ管理を適正に行い、その結果を分析し、重大事故の起こるリスクを低減できる合理的な手法について検討していただきたい。併せて、通常の点検としてのパトロールの実施や道路利用者及び沿道住民等からの通報にも的確に、且つ、速やかに対応できるような安全確保のためのシステムを構築できるよう検討していただきたい。	点検により取得したデータは、道路施設管理システムにより適切に保管、蓄積しており、実施した結果については、附属物の変状ができるだけ早期に発見し、効率的な道路管理業務を実施するために必要な変状の程度の把握に努めている。附属物については、突然の灯具の落下や支柱の倒壊等の事故事例が報告されており、点検においては特にこのような事故に関わる変状を早期にかつ確実に発見できることに、特に注意を払っているところである。点検の結果や道路利用者等からの通報を受けて、発見された変状の部材等又は内容に応じて適切な措置を行うことによって、事故を防止し、安全かつ円滑な交通の確保に努めている。また、蓄積された点検結果を分析することにより、道路管理面から見た附属物の設計・施工上の問題点や改善点を明確にし、点検そのものの合理化に努めている。
建設課	(イ)市営住宅使用料(家賃等)に係る収入未済金は、平成26年12月31日現在6,956,770円(建設課資料)となっている。家賃滞納者に対しては、督促状の発送、電話による催告及び戸別訪問による納付指導を行い、更に明渡請求訴訟などの法的措置を執っているものの、滞納額は依然高額となっている。居住者の公平性の観点からも滞納家賃の早期回収を図るとともに、新たな未納額発生の抑制になお一層努めていただきたい。	市営住宅家賃滞納者については、督促状の送付や催告及び個別による納付指導により滞納整理に努めている。特に個別による納付指導については、電話での納付指導の回数を増やし滞納者への納付を促している。また、直接面談により納付指導を行い、悪質な場合は法的措置により調停や明渡請求措置を考慮し、訴訟費用等を予算計上し滞納家賃の支払い及び家屋明渡しに係る訴訟を提起する措置を行う。
建設課	(ウ)民間住宅耐震対策支援事業補助金においては、耐震診断補助並びに耐震改修費補助とともに申請が少ない状況にある。制度の周知・啓発を図り、住宅の耐震化の促進に努めていただきたい。	民間住宅のさらなる耐震化を促進するため補助制度を拡充し、耐震化の促進に努めた。また、交流プラザにおいて個別相談会を開催し、地震に対する住宅の耐震性の向上を促進することにより市民の安全確保に努める。
土地対策課	(ア)東かがわ市土地開発公社の業務の遂行及び大内白鳥バイパスの用地取得、公有財産の登記や境界確認協議、地籍簿及び図面の整理・管理等に今後においても適正に執行をしていただきたい。	国道11号バイパス事業については、地元からの要望も増えていることから、今後も引き続き国土交通省との連絡調整を進める。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
学校教育課	(ア)各学校における物品購入については、購入時の仕様が異なる場合もあるが、同種の物品の購入において、購入額に差異がみとめられるケースがある。所管課として、その内容については十分聴取のうえ、適正に教材を購入されるよう審査・指導を行っていただきたい。	楽器や理科備品などの備品購入に当たっては、指導方針や方法によって学校ごとに購入を希望する物品に違いが見られることがある。同種の備品購入に当たっては、学校間で調整のうえ、購入するよう努める。
生涯学習課	(ア)平成26年度大内公民館耐震改修工事等実施設計委託業務の契約においては、東かがわ市建築設計業務等委託契約約款第12条で「発注者は調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない」としているが、本件においては当該通知がなされていない。業務打ち合わせの責任者を明確にし、発注者と受注者との相互の意思確認を徹底することで、より適正な業務の執行が可能となるので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。	業務契約により調査職員を選任し、受注者あてに通知を行うこととする。